

加西インター産業団地 3 工区を分譲

概要 加西インター産業団地 3 工区の分譲を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

質 疑

問 坪単価は従来と変わりはないのか。

答 2 期事業については、坪単価 15 万円を上限として、1 坪当たり約 14 万 8,000 円の売買単価になっています。

議案第 66 号 財産の処分について

問 処分する価格は、造成して売の場合の価格と違うのか。
答 造成後に 21 億 3,900 万円で企業に販売する価格となります。

討 論

なし

議決結果

全会一致で原案可決



地域のきずなづくり補助金を 削除して可決

質 疑

公共交通政策事業

6,128 万円の増

問 北条鉄道運営費補助金の内容は。

答 令和 8 年度の北条鉄道の損失見込額を加西市と小野市で負担するもので、小野市の負担分 81 万円を差し引いた 6,128 万円を計上しています。

林業振興管理費

264 万円の増

問 住民参画型森林整備事業の内容は。

答 災害に強い森づくりを行う地域住民や森林ボランティアに対する県事業の補助金です。

土地利用計画事業

1,000 万円の増

問 施設整備補助金の内容は。

答 加西市遊休公共施設等利活用促進条例に関連した補助金で、旧西在田小学校の施設改修にかかる設備設計費の補助金です。

※ 以上のような質疑があり、本会議最終日に修正案が提出されました。

議案第 67 号 令和 8 年度加西市一般会計補正予算（第 2 号）について

（修正案の内容）

地域のきずなづくり補助金 985 万円を削除するもの。

（修正の主な理由）

- ・地域の課題を具体的に分析し、その課題解決につながる事業を明確にした上で補助する仕組みになっていない。
- ・公金を投入する以上、既存事業への支援ではなく、何が地域の課題なのかを明確にし、その解決に必要な取組に対して支援すべきである。

討 論

原案に賛成・修正案に反対

- ・市が一律に事業を決めるのではなく、地域住民が主体となって、自分たちの地域に必要な取り組みを考え、実践していくことに大きな意義がある。（本会議）

原案に反対・修正案に賛成

- ・地域ごとに課題があることは理解できるが、具体的な課題分析や解決に向けた仕組み、効果検証の軸が不透明なまま予算を計上することには賛成できない。（本会議）
- ・市民の声を聞いた後に行政として課題を整理し、必要な政策をつくる順序こそが、これからの市政に必要なと考える。（本会議）

議決結果

賛成 7、反対 7 の可否同数となり議長裁決で修正案が可決された後、全会一致で修正部分を除く原案可決